	ＪＩＳ　Ｚ4316 ＪＩＳ　Ｚ4317 ＪＩＳ　Ｚ4320 ＪＩＳ　Ｚ4323 ＪＩＳ　Ｚ4324 ＪＩＳ　Ｚ4325 ＪＩＳ　Ｚ4329 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333 ＪＩＳ　Ｚ4335
照射後安定性試験	ＪＩＳ　Ｚ4301 ＪＩＳ　Ｚ4302 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4320 ＪＩＳ　Ｚ4323 ＪＩＳ　Ｚ4335
エネルギー特性試験	ＪＩＳ　Ｚ4301 ＪＩＳ　Ｚ4302 ＪＩＳ　Ｚ4312 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4320 ＪＩＳ　Ｚ4323 ＪＩＳ　Ｚ4324 ＪＩＳ　Ｚ4325 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333 ＪＩＳ　Ｚ4335
対光安定性試験	ＪＩＳ　Ｚ4301 ＪＩＳ　Ｚ4302 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4320 ＪＩＳ　Ｚ4323 ＪＩＳ　Ｚ4335
温度・耐湿特性試験	ＪＩＳ　Ｚ4312 ＪＩＳ　Ｚ4314 ＪＩＳ　Ｚ4316 ＪＩＳ　Ｚ4317 ＪＩＳ　Ｚ4324 ＪＩＳ　Ｚ4325
	ＪＩＳ　Ｚ4329 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333
遮へい能力試験	ＪＩＳ　Ｚ4501 ＪＩＳ　Ｚ4560 ＪＩＳ　Ｚ4606 ＪＩＳ　Ｚ4608 ＪＩＳ　Ｚ4613 ＪＩＳ　Ｚ4614 ＪＩＳ　Ｚ4701 ＪＩＳ　Ｚ4704 ＪＩＳ　Ｚ4819 ＪＩＳ　Ｚ4901
色彩試験	ＪＩＳ　Ｚ8721
反射・透過物体色試験	ＪＩＳ　Ｚ8722
光沢度試験	ＪＩＳ　Ｚ8741
掃除機性能試験	ＪＩＳ　Ｃ9108
光触媒材料空気浄化性能試験	ＪＩＳ　Ｒ1701－1 ＪＩＳ　Ｒ1701－2 ＪＩＳ　Ｒ1701－3 ＪＩＳ　Ｒ1701－4 ＪＩＳ　Ｒ1701－5
ろ過流量試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
除去性能試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
振動減衰特性試験	ＪＩＳ　Ｇ0602 ＪＩＳ　Ｋ7391

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第二条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十一年経済産業省告示第三百二十七号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

３　この告示の施行の際現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。